

41-2 鑄造職種(非鉄金属鑄物鑄造作業)

2014.4.1

<p>作業の定義</p>	<p>銅及び銅合金、アルミニウムとアルミニウム合金及びマグネシウムとマグネシウム合金等を溶かして鑄型に注ぎ込み、冷えて固まった後で鑄型から取り出し、目的に応じた製品に仕上げる作業をいう。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)非鉄金属鑄物鑄造作業                  ①及び②の1並びに2から5.の作業のうち二つ以上行い、②の他の作業及び③については、できるだけ技能実習計画に盛り込むこと。                  ①鑄型造型の段取り作業                  ②鑄型の造型及び補修作業                  1.中子の製作作業                  2.砂型による造型作業                  3.鑄型の乾燥及び組立て作業                  4.鑄型の良否の判定及び補修作業                  5.塗型剤の選定、調合及び塗型作業                  ③鑄込作業                  (2)安全衛生作業                  ①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始前の安全装置等の点検作業                  ③鑄造職種に必要な整理整頓作業                  ④鑄造職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業                  ⑥安全装置の使用等による安全作業                  ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業                  ①鑄鉄鑄物鑄造作業                  ②調砂作業                  ③合金溶解炉等の操作作業                  ④機械加工作業(鑄造に関する機械加工のみ)                  ⑤後加工(ばり取り、穴あけ、研磨等)作業                  ⑥検査(外観、寸法、材質、強度、非破壊等)作業                  ⑦鑄造用機械・器具の管理作業                  ⑧木型・金型の保守・管理作業                  ⑨鑄造方案作成作業                  (2)周辺作業                  ①原材料等の搬送作業(工場内)                  ②加工部品及び製品の組立て作業                  ③製品(部品)の梱包・出荷作業                  ④原価計算、品質管理等の鑄造に関連した管理作業                  ⑤揚重運搬機械の運転作業(機械に応じて特別教育、技能講習等が必要。)                  ⑥玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。)                  (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)                  上記※に同じ</p>	
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>一つ以上必ず使用すること。                  1.銅                  2.黄銅                  3.高力黄銅                  4.青銅                  5.りん青銅                  6.鉛青銅                  7.アルミニウム青銅                  8.シルジン青銅                  9.鉛フリー青銅                  10.アルミニウム                  11.アルミニウム合金                  12.マグネシウム                  13.マグネシウム合金                  14.その他の合金</p>	
<p>使用する機械・設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.及び2.を必ず使用し、3.から17.のうち必要なものを使用すること。                  1.各種鑄造用手工具(けがき、ぼんち、たがね、ハンマ、へら類、こて(鏝)類、スタンプ及び突き棒類、はけ及び筆類、ふるい類等)                  2.各種測定用器具(スコヤ、定盤、定規、鑄物尺、ノギス等)                  3.造型機                  4.造型機用付属装置及び付属装置用手工具                  5.中子成型機                  6.中子成型機用付属装置及び付属装置用手工具                  7.鑄造用溶解炉                  8.各種検査機器                  9.各種鑄造用器具                  10.各種電動工具                  11.各種エアツール                  12.保護用眼鏡                  13.塗型装置                  14.砂混練機(パッチタイプ、連続式)                  15.砂落し装置(ショットプラスト、ターンプラスト等)                  16.鑄型ばらし装置                  17.堰折り(せきおり)装置</p>	
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①銅合金鑄物製品例                  1.バルブコック(都市ガス、石油コンビナート等大型の工業用バルブ等)                  2.産業機械器具部品(ボイラ、土木・鉄鋼その他工業用機械等の部品)                  3.輸送機械用部品(自動車部品を含む。)                  4.港湾船舶用部品(港湾関係機械の部品、船舶のスクリュ等)                  5.電気機器部品(送配電線架線金具、受配電システム部品等)                  6.景観鑄物(モニュメント工芸品等)                  ②アルミニウム合金鑄物製品例                  1.自動車部品(シリンダブロック、オイルポンプハウジング、ブレーキロータ等)                  2.産業機械器具部品(工作機械、建設機械等の部品、空気圧容器等)                  3.電気機器部品(発電所内構造部材、各種照明器具部品等)                  4.通信機器部品(半導体部品、液晶製造装置関連部品等)                  5.景観鑄物(照明機器用、防護柵等)</p>	
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.鉄鉄製造(製鉄)作業                  2.鑄造以外の鉄素形材製造作業                  3.鑄造以外の非鉄金属素形材製造作業                  4.鑄物用鉄溶解作業                  5.鑄物用非鉄金属溶解作業                  6.金属素形材(プレス)製品製造作業                  7.金属被覆・彫刻業・熱処理作業                  8.鍛造作業                  9.ダイカスト作業                  10.鍛造用ビレット製造作業                  11.中子製造作業のみの場合                  12.中子製造作業がない場合                  13.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>	